

小委員会規程

内容

今後、協議が予定されている「議会議員の定数と任期」「新市の名称」等について、集中的に協議検討を行うため小委員会規程を定めました。

町名、字名

調整方針

- (1) 字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 字の名称については、現行の字名を基本に合併時まで調整する。

各市町村には下記のとおり全部で50の大字名があります。幸い、同じ名称がありませんので、今のままの名称を使用することができます。地域のみなさんに特別の希望がなければ、各地域の歴史や文化、地理的特色を有する現在の名称を使用することが望ましいと考えられます。

〇各市町村の大字

	渋川市	伊香保町	小野上村	北橋村
大字名 の 区 域	あくつ 阿久津	い か ほ 大字伊香保	お の こ 大字小野子	ほつさき 大字八崎
	か な い 金井	ゆ な か ご 大字湯中子	むらかみ 大字村上	ぶんごうほつさき 大字分郷八崎
	なんもく 南牧	みずさわ 大字水沢		こむろ 大字小室
	かわしま 川島	赤城村		しもなむろ 大字下南室
	うばしま 祖母島	つくだ 大字津久田	みたち 大字見立	かみなむろ 大字上南室
	ありま 有馬	しきしま 大字敷島	たきざわ 大字滝沢	かみほこだ 大字上箱田
	大字名の無い区域 (旧渋川町の区域)	ながいおがわだ 大字長井小川田	かみみはらだ 大字上三原田	ほこだ 大字箱田
		みやま 大字深山	みはらだ 大字三原田	しもほこだ 大字下箱田
		たなした 大字棚下	たる 大字樽	まかべ 大字真壁
	称	かみしろい 大字上白井	もちかしわぎ 大字持柏木	みやだ 大字宮田
	きたむく 字北牧	みざろき 大字溝呂木	さかえ 大字栄	
	なかがう 大字中郷	きたうえの 大字北上野	きたあかぎさん 大字北赤城山	
	まこぼり 大字横堀	かつほざわ 大字勝保沢	みなみあかぎさん 大字南赤城山	

条例、規則

調整方針

条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。

新設合併の場合、すべての市町村が消滅するため、条例等もすべて失効しますが、合併期日には、条例・規則のうち90%程度は施行する必要がありますので、それまでに整備を行います。

(H15. 9. 1現)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
条 例	178	135	151	155	146	135	900
規 則	204	104	106	110	119	101	744
その他	96	45	30	62	110	69	412
計	478	284	287	327	375	305	2,056

※規則には細則を含む。その他とは規程・要綱・規約等をいう。

介護保険事業

調整方針

- 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。
なお、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)については、合併時までに速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。
- 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。
なお、納期については、国民健康保険税の納期による。
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一する。
- 介護認定審査会については、合併時に調整する。

介護保険料

(単位：円)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
基準月額(H15～17)	2,865	2,900	2,550	2,800	2,550	2,700	
所得段階 別保険料 月額	第1段階	17,200	17,400	15,300	16,800	15,300	16,200
	第2段階	25,800	26,100	22,900	25,200	23,000	24,300
	第3段階	34,400	34,800	30,600	33,600	30,600	32,400
	第4段階	43,000	43,500	38,200	42,000	38,300	40,500
	第5段階	51,600	52,200	45,900	50,400	45,900	48,600
普通徴収納期(月)	7～2	4～3	6～3	7～2	7～1	4・6～12	

保険料は、サービスの内容やサービスを受ける人数により決定されます。現在の保険料は上記のとおりですが、新市においては、合併時は現行のとおりとし、次期介護保険事業計画が始まる平成18年度から統一することとなりました。

消防団

調整方針

- 消防団は、合併時に統合する。
- 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
分団数	8分団と3班	5分団	3分団	5分団	5分団	3分団
定 員	160	128	60	118	130	92
現 員	158	114	57	106	130	91

消防本部に協力し、みなさんの生命財産を守るため、消防団は必要不可欠な組織です。



そのため各分団は今のままとしますが、指揮命令を円滑に行うため、新市の消防団として統合を行います。

課題としては、団員報酬や団の運営費などが市町村によって異なる点や役場職員による分団や女性団員の取扱いをどうするか調整する必要があります。